

横浜市行政不服審査会答申
(第9号)

平成29年6月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成 29 年度施設・事業利用調整結果（保留）処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、審査請求人の子（以下「対象児童」という。）について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 1 項に基づき、平成 28 年 11 月 8 日、中区长に対して保育給付の支給認定を申請するとともに、中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に対して中区に所在する A 保育園、B 保育園、C 保育園及び D 保育園（以下「本件各保育所」という。）の利用申請を行った。

中区长は、平成 29 年 1 月 20 日、同条第 3 項の規定に基づき、保育必要量を「保育標準時間」（一月当たり平均 275 時間まで（一日当たり 11 時間までに限る。)) として認定した。

一方、本件各保育所の利用申請については、本件各保育所の利用申込みに係る児童の数及び本件各保育所を現に利用している児童の数の総数が、本件各保育所の利用定員を超えたため、処分庁は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項の規定に基づき、利用調整を行い、同年同月 27 日、本件各保育所の施設利用申請を保留とするとの決定（以下「本件処分」という。）を行った。

同年 2 月 3 日、審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件処分は、横浜市支給認定及び利用調整に関する基準（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 583 号。以下「基準通知」という。）に照らし、適正な判断がなされていない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のよ

うに要約される。

(1) 児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項による利用調整が必要な場合の利用調整基準として定められた、基準通知別表 2「利用調整基準」、基準通知別表 2-2「その他の世帯状況」及び基準通知別表 3「調整指数一覧表」は、「平成 29 年度子ども・子育て支援新制度 横浜市保育所等（2 号・3 号認定）利用案内」（以下「利用案内」という。）に掲載され、中区においては、区役所、区内保育所、地域ケアプラザ 6 か所等での配布を行っているほか、区及び市ウェブサイトでの閲覧及びダウンロードが可能であり、公表されている。

(2) 処分庁は、審査請求人から郵送で提出された申請書類に基づいて判断し、対象児童を基準通知別表 2「利用調整基準」及び基準通知別表 2-2「その他の世帯状況」に照らし A ランクと判断した。また、複数の児童が同一ランクで並んだ場合の利用調整の優先順位を定める基準通知別表 3「調整指数一覧表」には、対象児童は該当箇所がなく、調整指数を 0 と判断した。

このランク「A」及び調整指数「0」を用いて、保育所ごとに利用調整を行った。ランク及び調整指数が同一となった児童が複数いた場合は、基準通知別表 3 中「同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整」に基づいて利用調整を行った。

その結果、対象児童が申請した本件各保育所全てで、対象児童よりも優先順位の高い他の児童により受入可能数が満たされ、定員超過の状態となった。このため、処分庁は、審査請求人に対して、定員超過を理由とした施設利用調整結果（保留）通知書を送付し、通知した。

したがって、本件処分は違法・不当といえない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「5 判断理由」のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「5 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 適用法令等

本件処分は、児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項の規定に基づき実施される利用調整に係る処分であるが、横浜市では、これらの規定に基づく利用調整を実施するに当たっての細則として、横浜市支給認定及び利用調整等実施要綱（平成 26 年 10 月 10 日こ企第 580 号）、横浜市支給認定及び利用事務取扱要領（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 581 号）、基準通知及び横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について（平成 26 年 10 月 14 日こ企第 545 号）を定めている。

(2) 本件処分に係る審査基準

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めること、同条第 2 項は、審査基準は、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないこと、同条第 3 項は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないことを定めているところ、本件処分に係る審査基準がこれらの規定に照らし適法といえるかどうか検討する。

ア 審査基準の定め

児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項の規定に基づく利用調整に係る審査基準として、基準通知を定めている。

イ 審査基準の具体性

審査基準に求められる具体性の程度は、羈束性の強い処分にあっては、一義的な判断が可能な程度までできる限り具体化されることが望ましいが、一方で、行政庁に広範な裁量が認められている許認可等については、行政手続法が行政庁に個々の案件に応じた適切な判断を期待して裁量を与えた趣旨からすれば、審査基準が同法第 5 条第 2 項の規定に照らし具体的であるかについては、当該許認可等の性質に照らして、これを判断するのが相当と解される。

そして、児童の要保護性の大小を判断するという利用調整の性質に照らせば、本件処分に係る審査基準として定められている基準通知によって、希望者過多の場合に考慮される保護者の状況の優先順位を客観的指標によって示すことができるのであれば、基準通知は本件処分の審査基

準として、同項の規定に適合するものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、基準通知は、「保育の提供が必要であると認定されたにもかかわらず、その利用を希望する保育所等について、利用の申込みに係る子どもの数及び当該保育所等を現に利用している子どもの総数が当該保育所等の利用定員の総数を超える場合」は、基準通知別表2「利用調整基準」、基準通知別表2-2「その他の世帯状況」及び基準通知別表3「調整指数一覧表」に当てはめて、当該申込みに係る児童について利用調整順位を判断する旨を定めている。そして、基準通知別表2「利用調整基準」、基準通知別表2-2「その他の世帯状況」及び基準通知別表3「調整指数一覧表」は、申請者が提出する子ども・子育て支援制度利用申請書及びその添付書類の記載に基づき画一的に当てはめて、当該申込みに係る児童の利用調整基準ランク、調整指数等を客観的指標によって示すことが可能といえる基準であるから十分具体的であるといえる。

ウ 審査基準の公表

審査基準の公表は、申請しようとする者あるいは申請者に対して、審査基準を秘密にしないという趣旨であると解するのが相当であるところ、審査基準たる基準通知の内容は、利用案内に記載され、横浜市及び各区のウェブサイト上で閲覧可能となっており、子ども・子育て支援制度利用申請書とともに配布されているから、審査基準は公表されているといえる。

(3) 本件における具体的な判断が適切であったか。

ア 対象児童の利用調整基準ランク、調整指数等

審査請求人から処分庁に提出された子ども・子育て支援制度利用申請書（2・3号用）、2号3号認定理由申立書及び雇用（予定）証明書（新規用）に従い、基準通知別表2「利用調整基準」に当てはめると、対象児童の父母は、父母ともに居宅外労働であり、月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事しているため、対象児童はAランクに該当する（基準通知別表2-2「その他の世帯状況」で定める利用調整基準ランクの引上げに用いる各指標にはいずれも該当しない。）。また、基準通知別表3「調整指数一覧表」には、該当箇所がなく、対象児童の調整指数は0となる。

また、保育所等の利用の申込みに係る児童の利用調整基準ランク及び調整指数がともに同一で並んだ場合は、基準通知別表3「同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整」に基づき利用調整を行う。まず、第1指標として類型間の優先順位（上位から、①災害、②疾病・障害、③居宅外労働、④介護、⑤ひとり親等、⑥居宅内労働、⑦居宅外・内労働（内定）、⑧就学等、⑨出産、⑩求職中）を付け、これでも並べば、第2指標として、養育している小学生以下の子ども的人数が多い世帯を優先し、更に、これでも並べば、第3指標として、経済的状況（合計所得金額）が低い世帯を優先することとなる。

対象児童については、第1指標である類型間の優先順位は③居宅外労働であり、第2指標である養育している小学生以下の子ども的人数は2名であり、そして、第3指標である経済的状況（合計所得金額）は〇〇円である。

イ B保育園及びC保育園の利用調整

B保育園の2歳児クラスは、受入可能数が〇名であるところ、これを上回る〇名の申請があった。また、C保育園の2歳児クラスは、受入可能数が〇名であるところ、これを上回る〇名の申請があった。B保育園及びC保育園に利用が決定した児童の利用調整基準ランク及び調整指数は、いずれもAランク、調整指数は1以上であることが認められることから、B保育園及びC保育園に利用が決定した児童が対象児童に優先される。

したがって、審査請求人の利用申請は認められない。

ウ D保育園の利用調整

D保育園の2歳児クラスは、受入可能数が〇名であるところ、これを上回る〇名の申請があった。D保育園に利用が決定した児童のうち、最も利用調整基準ランク及び調整指数が低い児童は、利用調整基準ランクがAランク、調整指数が0であり、第1指標の類型間の優先順位も③居宅外労働と、対象児童といずれも同一であるが、第2指標の養育している小学生以下の子ども的人数が対象児童の属する世帯が養育している子ども的人数（2名）より多いことが認められることから、D保育園に利用が決定した児童が対象児童に優先される。

エ A保育園の利用調整

A保育園の2歳児クラスは、受入可能数が〇名であるところ、これを上回る〇名の申請があった。A保育園に利用が決定した児童は、利用調整基準ランクがAランク、調整指数が0であり、更に、第1指標の類型間の優先順位は③居宅外労働、第2指標の養育している小学生以下の子ども的人数は2名と、対象児童といずれも同一であるが、第3指標の経済的状況（合計所得金額）において、A保育園に利用が決定した子どもが属する世帯の合計所得金額が、対象児童の属する世帯の合計所得金額より低額であることが認められることから、A保育園に利用が決定した児童が対象児童に優先される。

したがって、審査請求人の利用申請は認められない。

オ 以上のとおりであるから、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づく本件処分は、適法かつ妥当といえる。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 2 月 22 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 3 月 14 日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
平成29年 3 月 21 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成29年 4 月 5 日	・ 書類その他の物件の提出要求
平成29年 4 月 10 日	・ 書類その他の物件の提出
平成29年 4 月 12 日	・ 反論書等の再提出依頼及び物件提出のお知らせ
平成29年 4 月 27 日	・ 審理手続の終結
平成29年 5 月 8 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 5 月 24 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年 6 月 21 日	・ 調査審議